

ちょうせい



特集

公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～

高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による
健康被害原因裁定申請事件について

誌上セミナー「悪臭について」第1回
においに関する基礎知識

ネットワーク

最前線紹介

住みよい生活環境の構築に向けて
がんばってまーす

[沖縄県うるま市]

苦情処理を通して思うこと

[長野県上田市]

感覚公害対応はコミュニケーションから

[滋賀県甲賀市]



沖縄の原風景を残す島しょ地域「^{はまひがしま}浜比嘉島」
(写真提供：沖縄県うるま市)



沖縄本島と^{へんざんじま}平安座島を結ぶ「海中道路」
(写真提供：沖縄県うるま市)

Contents

- 2 **特集 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～**
高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音
による健康被害原因裁定申請事件について
福岡高等裁判所第4民事部判事(元公害等調整委員会事務局審査官)
やざき ゆたか
矢崎 豊
- 6 **誌上セミナー「悪臭について」**
第1回 においに関する基礎知識
公益社団法人におい・かおり環境協会
- 14 **地方公共団体の皆様への情報提供**
公害等調整委員会事務局
- 16 **海洋プラスチックごみに対する**
我が国の取組と「プラスチック・スマート」
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室／海洋プラスチック汚染対策室



真田まつり鉄砲隊
(写真提供：長野県上田市)



信楽駅たぬきお出迎え
(写真提供：滋賀県甲賀市)

<ネットワーク>

20 最前線紹介

* 住みよい生活環境の構築に向けて

沖縄県うるま市市民部環境課

22 がんばってまーす

* 苦情処理を通して思うこと

長野県上田市生活環境部生活環境課主事 宮下 皓平

* 感覚公害対応はコミュニケーションから

滋賀県甲賀市市民環境部生活環境課主事 北村 健太

26 押印の見直しに係る公害等調整委員会所管法令の改正について

公害等調整委員会事務局

27 公害等調整委員会の動き(令和3年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

31 都道府県公害審査会の動き(令和3年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 土山茶の大茶園「頓宮大茶園」(写真提供：滋賀県甲賀市) <関連：24 ページ>

土山茶の大茶園では、県下一の生産量を支える広大な茶畑が丘陵一帯に広がります。土山茶は、文和5年(1356年)、常明寺の僧純翁が京都の大徳寺から茶の実を持ち帰って寺で栽培したのが起源と伝えられています。新緑の頃には、茶畑の緑豊かな風景が心をなごませてくれます。

高槻市におけるエアコン室外機からの 騒音・低周波音による 健康被害原因裁定申請事件について

福岡高等裁判所第4民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官）

やざき ゆたか
矢崎 豊

1. はじめに

私は、裁判所からの出向で、平成23年4月から平成26年3月までの3年間、公調委の事務局審査官をしていました。現在もそうだと思いますが、当時、公調委の受理する事件は、いわゆる相隣関係、近隣紛争型の事件がかなりの割合を占めていました。もし、私が公調委に出向する前に、「隣の共同住宅の室外機の音（低周波）がうるさくて眠れない。」という民事訴訟（損害賠償請求訴訟や差止訴訟）を担当していたら、「ちょっと神経質な方かな。」「思い込みかも。」などという印象を持ちつつ、裁判例を調べたりして、「原告の主張する騒音が社会生活上の受忍限度を超えるものと認めるに足りる証拠はない。」という結論を出していたかもしれません。ですが、音の聞こえ方には個人差があり、多くの人が気にしない大きさ・性質の音でも不快を感じる人はいて、毎日その不快な音に晒されるストレスはかなり大きいものがある、ということを実感しました。

今回紹介する事案は、そのことを実感した事例の1つであり、公調委としてどのように問題解決に寄与できるかを考えさせられた事案でもありました。また、この事案は、大阪府公害審査会に調停が申し立てられた後、公調委に原

因裁定の申し立てがあり、その間調停手続は中断となり、原因裁定後にその内容を踏まえて調停が再開されたという経過で進んだことから、地方の公害審査会と国の公調委の手続的連携が図られたという意味で、意義のある事案だったと思います。

事件の処理経過	
H23.6	申請受付
10	事務局による現地調査
11	専門委員を選任 （騒音・振動・低周波音）
12	専門委員及び事務局による現地調査
H24.3	第1回審問期日（大阪市）
H25.2	現地測定調査
12	第2回審問期日（京都市、審問終結）
H26.1	裁定

2. 専門的知見の活用と現地の状況把握

公調委の特色の1つに、委員会を構成する委員自身が専門的知見を有しているということが挙げられます。例えば、この事案を担当された委員（当時）は、元芝浦工業大学工学部教授で騒音の専門家である柴山英雄委員、弁護士の杉野翔子委員、医師資格を持つ吉村英子委員であり、騒音工学、医学、法律のそれぞれの観点からアプローチが必要なこの事案にうってつけの陣容でした。ちなみに、柴山委員は、私が

審査官になった後に委員に就任された方で、事件の進行等で相談に行くと、「音」についてとても楽しそうに解説してくれました。その中でも、音は大きさ（デシベル）だけではなく、周波数（ヘルツ）を見なければ個性を把握できないという話や、同じ部屋の中でも場所によって音の聞こえ方が違うといった話は、その後の仕事にとっても役に立ちました。

また、公調委のもう1つの特色として、現場重視の考え方があります。多くの事案で、事件受理後、早い段階で「とりあえず現場を見てみましょう。」という雰囲気があり、事務局職員で現場に行き、申請人から直接話を聞いて、解決の方向性を探るといった手法を採っていました。この方法の良いところは、本人申請が多く、必ずしも申請書や添付資料の内容が充実しているとはいえない公調委の事件について、事案の概要を手っ取り早く的確に把握できるということと、職員が現場を見に来てくれたということで、申請人から信頼され、その後の疎通がしやすくなるという利点もありました。

本件についても、担当する委員と審査官等が指定された後、事件処理の方針について協議し、まずは、事務局職員のみで現地調査を行っています。これによって、現地の状況（申請人宅と共同住宅の位置関係や、室外機の設置状況、申請人宅内の間取りや様子、付近の環境など）を概ね把握することができたのですが、個人的には、思っていたよりも申請人宅と共同住宅の間隔が短く、その間に音を遮断する物がないこと、全ての部屋（12室）の室外機が申請人宅に向けて設置されており、視覚的にも良くないという印象を受けたことから、やはり現場を見て良かったと思いました。こうした現地調査の結果を担当委員に報告し、その後の進行を検討したところ、やはり室外機からどの程度の音（大きさ・

周波数）が出ていて、それが申請人宅内部まで届いているか、申請人が不快を感じる音がその室外機の音なのかを把握しなければならないということで、騒音測定を実施することになりました。

ここで更に公調委の特色として挙げられるのは、専門委員制度と職権による委託調査の実施です。公調委が取り扱う公害事件の理解と解決には高度な専門的知見が必要となりますが、委員や審査官の個々の専門的知見のみでは全ての事案に対応することができないため、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。さらに、各種の調査（騒音測定、地盤調査、水質調査等）は、専門業者に委託して実施することで、専門性の高い調査結果を効率的に取得することができます（当然予算は必要ですが。）。

本件については、専門委員として、財団法人小林理学研究所の落合博明氏を選任し、本件の解決に資する調査方法がどのようなものかという調査仕様の策定と、業者による測定結果の分析を依頼しました。そのため、落合先生と事務局職員とで、2度目の現地調査を行い、測定の具体的方法等を検討しています。騒音測定を行う上で問題になったのは、被申請人は共同住宅の所有者である不動産会社なのですが、個々の空調設備は各部屋の居住者（賃借人）が稼働させているという点でした。つまり、騒音を発生させている主体は、事件の当事者ではないため、本件のような申請があること自体を知らず、室外機の騒音測定が実施されることも当然知らない状況にあり、それを知らせずに騒音測定を実施することは、例えば外部の室外機の稼働音であっても、プライバシーの問題がある（機械的に室内の音を録音・測定してしまう可能性もありました。）一方で、測定実施を知らせてしまうと、トラブルを回避するために測定時に空調

の稼働を控えるなどの行動に出て、被害の実態を把握できないおそれがありました。この点は、各委員の意見も伺い、方法としては、被申請人である不動産会社を通じて、各部屋に通知文書を投函してもらうことにして、後のトラブルが生じないように配慮しました。

また、小さな音や低周波音について調査を実施する場合、問題となる設備（本件では室外機）からどのような音（大きさと周波数）が出ているのか、それが申請人のところに届いているのかを測定するとともに、体感調査（申請人に分からないように設備のオン・オフの操作を繰り返し行いながら、申請人から不快な音の有無を聞き取ることによって、申請人に聞こえる不快な音が稼働音の発生・停止と整合しているかを確認する調査）というものを実施するのですが、本件の場合、共同住宅のすべての部屋のエアコンを任意に操作することはできないので、体感調査をどのように実施するかが問題になりました。結局、オン・オフをこちらで操れないため、各居住者が普段どおり使用しているという前提で、測定中、室外機の稼働を確認できた部屋を調査員がチェックしておいて、後で申請人の不快の有無・程度と照合するという方法で妥協せざるを得ませんでした。

そして、実際の騒音測定は、夜間、委託業者によって行ったのですが、落合先生と事務局職員も交替で立ち会いました（そのため、2日間にわたる調査となりました。非常に寒い時期だったと記憶しています。）。測定の方法と詳しい結果は、裁定書に記載されていますので、興味があればお読みください。

3. 問題解決の在り方

測定の結果、人が気になるような低周波音は室外機から発生しておらず、申請人の体感との

関係でも、不快を感じていたのは通常騒音であることが判明しました。また、騒音の大きさとしては、環境基準を大幅に超過するようなものではなかったので、仮に、公調委の責任裁定や民事訴訟であれば、受忍限度の範囲内で損害賠償責任は否定される可能性が高いと考えられました。しかし、冒頭に説明したとおり、本件は、大阪府公害審査会の調停手続中に原因裁定として申請されたもので、公調委として、公害審査会における紛争解決に寄与できるような解決の指針を示すことができないかと考えていました。

まずは、室外機の稼働音と申請人の健康被害（不眠や難聴の訴えがありました。）との間に因果関係があるのかどうかを判断する必要がありますが、稼働音の中の特徴的な周波数帯と音の大きさ、体感調査の結果から、曖昧な部分は残るものの、申請人が不快を感じる音は概ね稼働音と整合しているだろうとの心証が得られました。もっとも、個人的には、受忍限度の範囲内という考えがあったので、原因裁定としても棄却（因果関係を否定する）方向ではないかという認識を持っていました。しかし、委員の方から（だったと思いますが）、受忍限度の観点からは厳しくても、事実的な因果関係自体は否定できないのではないかという指摘があり、吉村委員からも、不眠症や感音難聴に関して知見をいただくなどして、限定的ではあっても、健康被害が生じることはあり得るという結論に至りました。なお、この事件の期日は、出張による現地期日の方式で行われたのですが、期日を開催した会議室で、手続進行中に、申請人が何らかの設備稼働音（かすかに金属がこすれるような音）で気分が悪くなって一時退席するというハプニングがあり、各委員が、申請人の敏感さを目の当たりにする結果となったこと

も、上記のような結論に至ったことの一因となったように思います。

そして、室外機の稼働音と申請人の健康被害との間に、限定的ではあっても事実的な因果関係を認める以上、原因裁定においては、受忍限度論など違法性の観点を持ち込んで相当因果関係を否定したりするのではなく、その結果をそのまま主文において表すのが相当だろうというのが裁定委員会の意見でした。また、その後の大阪府公害審査会における調停手続で、何らかの状況改善が図られるよう、裁定書の付言として、有効と考えられる騒音対策の例を示すことになりましたが、それも委員からの提案であったように思います。騒音対策を提示するに当たっては、もちろん、柴山委員から助言をいただきました。

4. おわりに

この事件が、その後、大阪府公害審査会の調停でどのような結末となったか、正直、明確に記憶がありませんが、確か、不調に終わったの

ではないかと思います。相手の不動産会社には弁護士がついていたので、仮に訴訟等になっても、受忍限度で負けることはないという予測があったのかもしれませんが。

ですが、私としては、公調委の責務は果たしたという思いが今でもあります。本原稿を書くに当たり、久しぶりに本件の裁定書を読みましたが、主文を見たときに、当時の議論の状況を何となく思い出し、良い仕事ができたと感じました。本件のように、受忍限度で排斥される可能性が高いことが分かっているにもかかわらず、実態を解明することで問題解決に寄与するという姿勢は、その後の私の裁判官としての考え方に大きく影響しているように思います。

【参考】

当事件については、以下の公害等調整委員会のホームページも御参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/takatsuki.html>



(参考資料)

高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（概要）

【事件の概要】

平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波によるものである、との原因裁定を求めるものでした。

【事件の経過】

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年1月28日、本件申請を一部認容しました。

悪臭について

第1回 においに関する基礎知識

公益社団法人におい・かおり環境協会

■はじめに（本セミナーの目的）

典型7公害のうち苦情件数の約2割を占める悪臭については、発生源が工場や農業施設など一定の広がりがあるものから身近な飲食店などによるものまで、その発生源や範囲は多岐にわたります。

本セミナーでは、公益社団法人におい・かおり環境協会から、実務を通じて得られた知見を地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、悪臭の問題に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説していただきます。

なお、この「誌上セミナー」は今後連載を予定しておりますので、是非、御活用ください。

1. においとは

人は、五感と呼ばれる感覚で情報を受け取っている。五感とは、視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚であり、特定の刺激に対し鋭敏に反応できる機能を持っている。このうち、視覚・聴覚・触覚は物理感覚、味覚と嗅覚は化学感覚といわれ、ある限られた化学物質に反応を示す機能がある。においを感知したり、何のにおいであるかを認知することを嗅覚作用といい、嗅覚を刺激する化合物をにおいと表現している。現在知

られている化合物は約200万種あり、においを感じさせる化合物は約40万種あるといわれている。

「におい」という表現も、一般的には人間に快感を与えるものを「香り」と表現し、「匂い」といつている。一方、不快なにおいを「臭気」といい、感じ方を「臭い」と表現している。この他にも「ニオイ」や「薫る」という表現を用いることもある。

表現	意味
におい	気体分子が嗅細胞に到達することによって嗅覚系で生起する感覚（知覚）。「臭気」「悪臭」「香り」など全てを含む総称。
臭気	「におい」とほぼ同義であるが、好まれないにおいに使われることが多い。「におい」が嗅覚と関連する表現で使われるのに対し、「臭気」はにおい物質と関連した表現で使われる傾向にある。
悪臭	嫌なにおいを強調する場合に使われ、心理的に不快感を起こさせるにおいを称することが多い。
香り・匂い	快感を与えるにおいに使われることが多い。

表1 においの表現の例

においに対する個人の嗜好は、それぞれの主観的要素に大きく影響されるが、多くの人々に好まれるにおいが「香り」で、嫌われるものが「悪臭」や「臭気」である。しかし、時間的なファクタや濃度によっては、一般にいわれる香りも悪臭となる。においの質や不快感は、存在するにおいの量や種類、さらに組成で大幅に変化する。「悪臭」とはなにか、といわれても、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）や環境基本法（平成5年法律第91号）では「悪臭」についての直接的な定義は規定されていない。これらの法律の中でいう「悪臭」は、嫌なにおい、不快なにおいの総称でなければならないと考え、人間に不快感を与えるにおいはすべて「悪臭」であり、「臭気」である¹⁾。

2. 人はどのようににおいを感じるのか

哺乳類では、においのセンサーである嗅上皮が鼻の中にある。嗅上皮は鼻内部に広がる空間（鼻腔）の上部に存在する。におい分子は、鼻の孔から鼻腔に吸い込まれ、鼻腔の奥に広がっている嗅上皮に到達する。嗅上皮上には嗅粘液が分泌されて細胞を守っており、におい分子はまずこの粘液中に溶解し、嗅細胞の繊毛上の受容体に結合する。嗅細胞はにおい分子の情報を電気信号に変換し、その神経線維（軸索）を介して、脳の嗅球へと伝える。嗅球に伝達されたにおいの情報は、さらに高次の中樞（大脳嗅皮質）へと伝えられ、においの識別、認知、記憶などさまざまな反応を引き起こす²⁾。

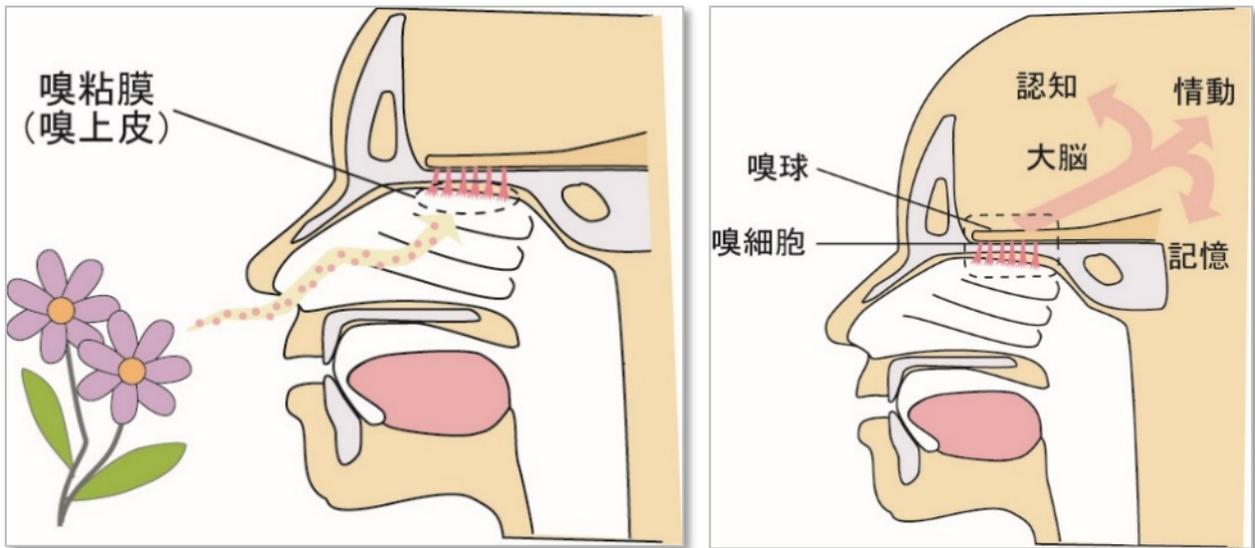


図1 嗅覚の模式図²⁾

鼻の奥では、絶えずこんな働きが起きている。嗅粘膜の中に広がっている嗅繊毛には、嗅覚受容体が存在し、におい分子はここでキャッチされる。すると、嗅細胞の興奮が起こり、においの化学信号が電気信号に変換されて嗅球に運ばれる。その後、嗅細胞の興奮はおさまリ、また次のにおいへ準備される。でも刺激が入り続けると、このオン・オフのサイクルが回らなくなり、においを感じられなくなる。それがにおいへの順応¹⁾とか慣れといわれる現象である。よく工場内で働いている人が働いている工場

内においを感じなくなるというのは、常ににおい刺激を受け続けているために嗅細胞のオン・オフがうまく機能しなくなるためであると考えられている²⁾。



図2 におい分子と嗅覚受容体の模式図

3. 人はどのようににおいを嗅ぎ分けているのか

私たちはどのようにして数十万ともいわれるにおいを嗅ぎ分けているのか。それは人には約400個あるといわれる嗅覚受容体と、におい分子の形の組み合わせによりにおいの識別を

行っている。におい分子は低濃度多成分の分子の集まりで、それぞれ形が異なっている。また、それぞれ形の違う穴をもつ嗅覚受容体が存在する。つまり、におい分子の形と嗅覚受容体の穴の形が一致した時に、私たちはにおいを感じることができる³⁾。



図3 嗅覚受容体とにおい分子

では、においが混ざったときには嗅覚受容体ではどのようなことが起こっているのか。人には約400種類の細胞しかないが、数十万といわれるにおいを嗅ぎ分けることができる。その際に嗅覚受容体では図4のように2つ以上のにお

い分子が混ざった時に他のにおいだと感じるような仕組みになっている。においというのは低濃度多成分で存在するため、におい分子と嗅覚受容体の組み合わせにより様々なにおいを感じることができ識別ができる。

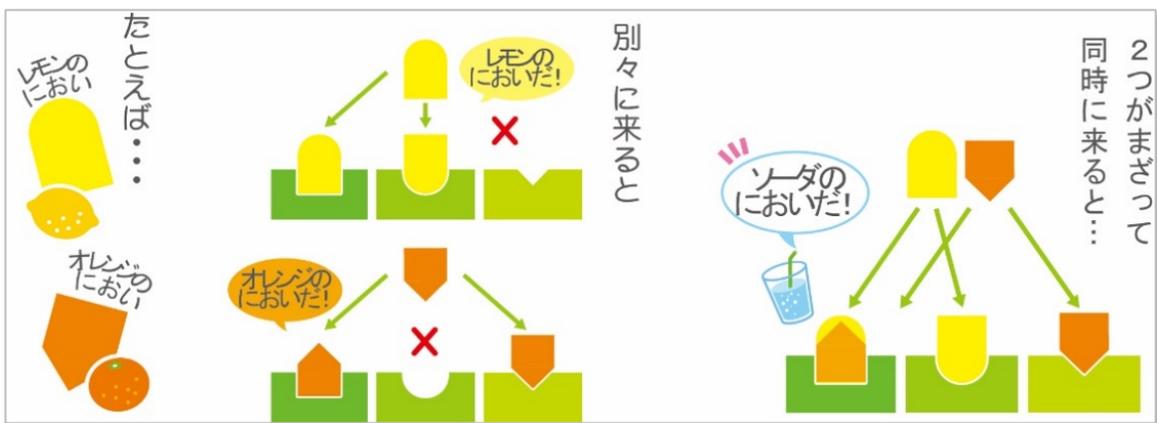


図4 においの識別

4. 人は低濃度のにおい分子でも感じるができる

人の鼻は、非常に薄い濃度でも感じるができる。もちろん犬にはかなわないが、最新の高感度の分析機器と比較しても、負けることはない。特定悪臭物質²の1つであるメチルメルカプタンという化合物はいわゆる強烈なにおい物質の一つであるが、その濃度が0.00007ppmでも、人はにおいを感じるができるといわれている。悪臭防止法で定められている同物質の機器分析における定量下限値は0.0002ppm程度であるため、人の鼻の方が薄い濃度まで嗅げることになる。ちなみにppmという単位は100万分の1ということで、2Lのペットボトルの水が500本(1,000L)に1mL(0.001L)の溶液を垂らしたくらいの薄さである。

これだけ薄い濃度でも人はにおいを感じるができる。そのため、人の鼻は、ガスクロ

マトグラフなどの分析機器よりも高感度に、においを検出することができる。それ以外も人が不快と感じるようなにおいについてはppmよりもさらに1,000倍薄いppbの濃度でも感知できる。

特定悪臭物質の閾値³(人が感じることができる最低濃度)をグラフ化すると分かりやすいと思うが、人が不快に思うトリメチルアミン(腐った魚のようなにおい)や、メチルメルカプタン(腐った玉ねぎのようなにおい)、イソバレルアルデヒド(むせるような甘酸っぱい焦げたにおい)などは、人が生活をする上で避けた方がよいということから極微量でも検知できるようになったものだと考えられ、同じ特定悪臭物質でもトルエンやスチレンなどは工場からしか出ないにおいであり、近代化とともに発生したにおいについては、トリメチルアミンなどに比べると100倍以上濃い濃度からしか検知することはできないと考えられている⁴。

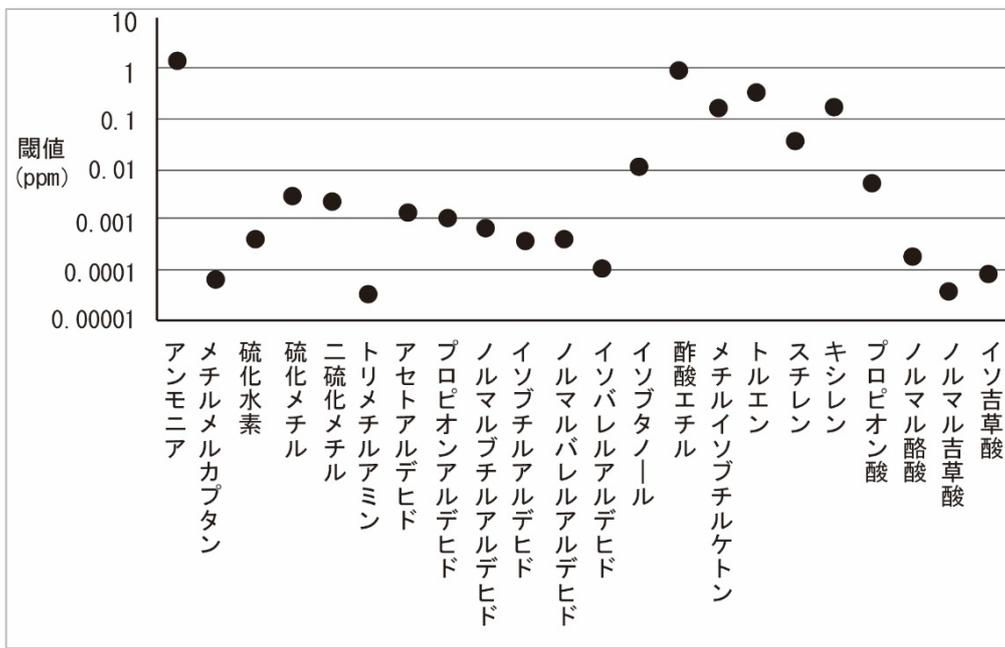


図5 特定悪臭物質の閾値 (日本環境衛生センター)⁵⁾

5. 人の鼻は幅広い濃度幅を嗅げる

人の感じるにおいの特徴として広い範囲の濃度を嗅げるというものがある。これは後に説明する嗅覚測定にもつながっており、においを感じる人の感覚量はにおい物質の濃度の対数

に比例するというものである。概念的には、におい物質の濃度が10倍になっても、人の感覚では10倍には感じず、せいぜい2倍程度にしか感じないという特徴である。

この概念を図示したのが図6である。この特

徴は、人にとって優れた機能ともいえる。すなわち、極低濃度から高濃度まで幅広いレンジで嗅ぎわけることができるということである。そ

の反面、人の嗅覚は微妙な濃度差を識別するのは難しい⁶⁾。

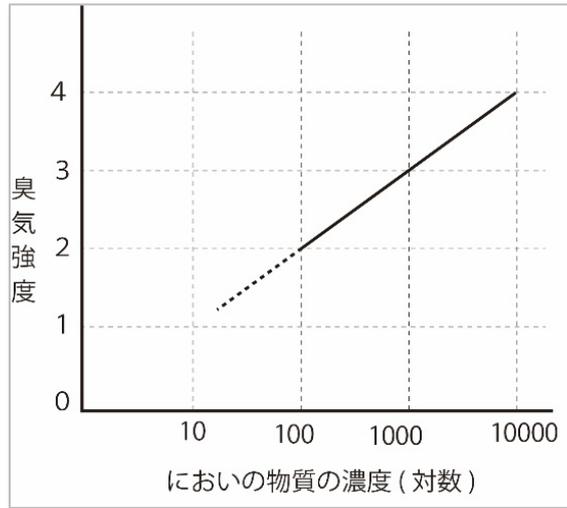


図6 におい物質の濃度と感覚量の関係

6. においの数値化

においを客観的に表すためにはどのくらいのにおいなのかということの数値化する必要がある。においの数値化というのは臭気対策をする上で、必要不可欠なものになるが、多種多様な特徴を有する臭気を、たった一つの評価尺度で表すことは非常に難しく、においの特徴を十分に理解した上で測定方法を検討しなくて

はならない。

臭気的主要測定方法は、以下に示すように、大きく2つに分けられる。一つはそのにおいを構成している化学物質に着目し、その濃度で表示する成分濃度表示法(いわゆる機器分析)。もう一つは人間の嗅覚を用いて臭気を数値化する嗅覚測定法である⁷⁾。

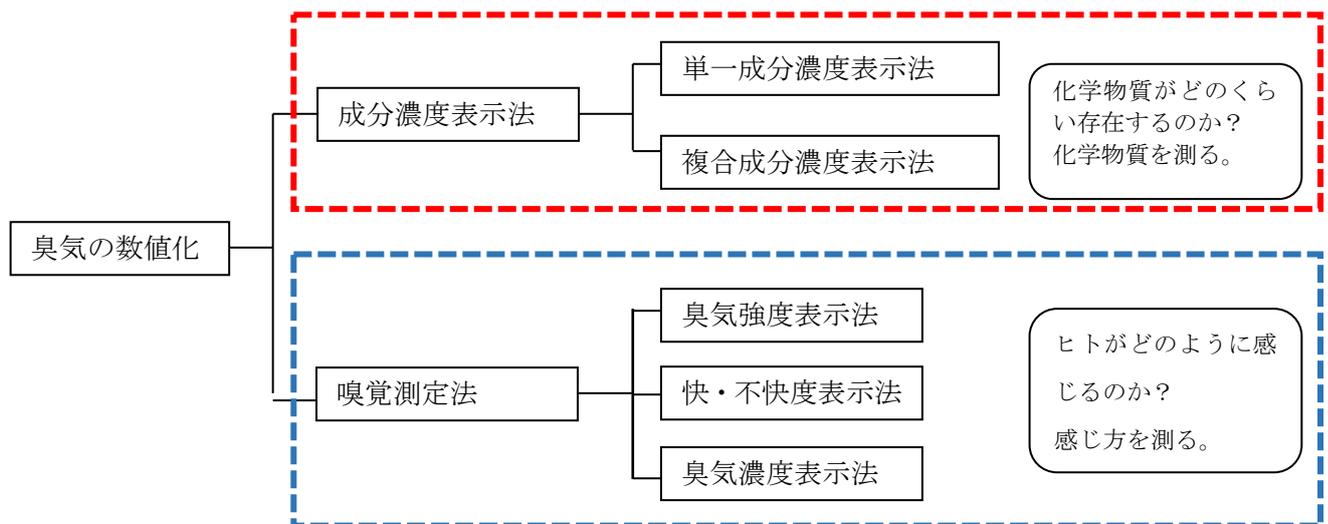


図7 臭気の測定方法

1) 成分濃度表示法

一般的に機器分析法と呼ばれるもので、悪臭対策を行う上で、目的としているにおいにどんな物質が含まれているのかを調べるために使用される⁷⁾。

(1)単一成分濃度表示法

悪臭防止法の特定悪臭物質の測定方法はこちらの測定に分類でき、においに含まれている物質の濃度をガスクロマトグラフや液体クロマトグラフなどを用いて測定する⁷⁾。

メリット	対象臭気の成分と各物質の濃度を知ることができる。どのように対策をしたらよいのか、どの程度まで濃度を下げればにおいがなくなるのかを把握できる。
デメリット	においは多成分であるため、何のにおいか判断がつかないと、どのような方法で試料採取や分析をかければよいか分からず費用や時間がかかる。

(2)複合成分濃度表示法

単一成分ではなく、まとまったグループとして濃度を捉える方法で、例えば、硫化水素、メチルメルカプタン等の硫黄化合物を総還元性硫黄として表示する方法である。各成分を濃度的に合計する問題点もあるが、多少全体的な捉え方ができ、連続測定できるものもある。一般的にはニオイセンサーと呼ばれており、半導体センサーや水晶振動子センサーなどを用いて、センサーで感知できるものを指示値として数値化する。

連続的に測定することができ、時間変動などの特徴を捉えることができる。事前に臭気指数などと相関がとれるか確認をしておくことで臭気指数相当の値を知ることができる。

メリット	連続的に測定することができ、時間変動などの特徴を捉えることができる。事前に臭気指数などと相関がとれるか確認をしておくことで臭気指数相当の値を知ることができる。
デメリット	指示値の単位については、メーカーが独自に設けており互換性がない。センサーに反応する物質でないと指示値が出ない。また、種類によっては湿度などによる水分の影響を受けやすい。

2) 嗅覚測定法

人の鼻を用いて臭気を測定する方法で、平成7年には悪臭防止法において、嗅覚測定法である三点比較式臭袋法が追加された。ここでは臭気対策に使われる臭気の数値化の方法について説明する⁷⁾。

(1)臭気強度表示法

臭気の強さに着目して数値化する方法である。悪臭防止法では表2のように6段階臭気強度表示法が使われている。パネル（においを嗅ぐ人）は、においを嗅いで、そのときに感じた強さの程度を表のカテゴリを基に数値で答える。具体的には、強く感じたら「4」、弱く感じたら「2」というように回答する⁷⁾。

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認定閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 2 6段階臭気強度表示法

メリット	現場ですぐに数値化できるため、事業場内の臭気発生個所の調査などに使用できる。
デメリット	評価の幅が狭いため、個人の主観に左右され、ばらつきが大きい。

(2)快・不快感表示法

快・不快感に着目して数値化する方法で、被害の実態を比較的表しやすいため、臭気の評価をするためには最も重要な評価尺度である。しかし、嗅いでいる時間の長さ

に測定結果が大きく影響する。焼きたてのパンなどは短時間嗅いだ時には快いにおいであっても、長時間かがされると不快と判断されるなど、評価が難しい⁷⁾。

快・不快感	内容
+4	極端に快
+3	非常に快
+2	快
+1	やや快
0	快でも不快でもない
-1	やや不快
-2	不快
-3	非常に不快
-4	極端に不快

表 3 9段階快・不快感表示法

メリット	被害の実態を評価しやすい。
デメリット	嗅いでいる時間の長さや個人のおかれている状況により、判断が異なるため客観性のある評価しにくい面がある。

(3)臭気濃度表示法および臭気指数表示法

臭気濃度表示法は、人がその臭気（原臭）を無臭の清浄な空気は何倍に希釈したら、におわなくなるかを求める方法である。臭気濃度 1,000 倍というのは、その臭気を無臭空気で 1,000 倍に薄めたらにおわなくな

るということ。

臭気指数表示法は、下記の式のように臭気濃度を対数変換し、人の感覚に近い尺度にしたのが臭気指数である。悪臭防止法ではこの臭気指数表示法が採用されている⁷⁾。

$$Y = 10 \times \log X \quad (Y: \text{臭気指数、} X: \text{臭気濃度})$$

臭気濃度	1	10	100	1,000	10,000
臭気指数	0	10	20	30	40

メリット	においの濃度を客観的に数値化できる。上限がないため尺度の幅が広い。
デメリット	臭気強度や快・不快度と比較すると、においを薄めたりするため多少手間がかかる。

用語の解説

- 1 順応（じゅんのう）**：持続する同一刺激に対し、その器官の感受性（閾値）が次第に変化してその刺激に相応した値に落ち着くこと。においの「慣れ」の現象である。この順応には、刺激したにおいのみ順応し、他のにおいには感度を失っていない自己順応と、あるにおいに順応すると一部のほかのにおいにも順応する交叉（こうさ）順応（相互順応）がある。
- 2 特定悪臭物質（とくていあくしゅうぶっしつ）**：悪臭防止法にいう特定悪臭物質とは「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で定めるものをいう」とされている。悪臭の原因となる物質は数多くあり、また複数の物質が複合した状態で発生することが多い。現在では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 22 物質が指定されている。
- 3 閾値（いきち）**：（嗅覚）閾値には検知閾値（絶対閾値ともいう）、認知閾値、弁別（べんべつ）閾値がある。検知閾値は何のにおいかわからなくても何かにおいを感知できる最小濃度、認知閾値は何のにおいかわからなくても感知できる最小濃度、弁別閾値は主ににおいの強度について感覚的に区別できる最小濃度である。6 段階臭気強度表示では検知閾値は 1 に、認知閾値は 2 に相当するとされている。三点比較式臭袋法では採取したにおいの検知閾値を求め、そこまでの希釈倍数を臭気濃度とし、また対数値を臭気指数としている。

出典：公益社団法人におい・かおり環境協会「においの用語と解説」

参考文献

- 1) 岩崎好陽：臭気の嗅覚測定法第 6 版、2019 P1-3
- 2) 公益社団法人におい・かおり環境協会：嗅覚概論第 2 版、2017 P39-41、P45、P117-121
- 3) 公益社団法人におい・かおり環境協会：嗅覚概論第 2 版、2017 P45
- 4) 公益社団法人におい・かおり環境協会：嗅覚概論第 2 版、2017 P62-63
- 5) 永田好男、竹内教文：三点比較式臭袋法による臭気物質の閾値測定結果、第 29 回大気汚染学会講演要旨集、528,1988
- 6) 公益社団法人におい・かおり環境協会：嗅覚概論第 2 版、2017 P102-105
- 7) 岩崎好陽：臭気の嗅覚測定法第 6 版、2019 P4-19

■次回予定

次回の誌上セミナー「悪臭について」（第 2 回）では、悪臭防止法の規制基準についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

地方公共団体の皆様への情報提供

公害等調整委員会事務局



公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、第51回公害紛争処理関係ブロック会議及び第45回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止しましたが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援のため、①都道府県主催研修会への公害苦情相談アドバイザー等の派遣、②公調委HPの「地方公共団体の皆様へ」のページの拡充のほか、新たな試みとして、③機関誌「ちょうせい」に誌上セミナーを掲載、④地方自治体職員向けウェブセミナーを開催いたしました。

また、都道府県の公害紛争担当職員が業務を行うに当たっては、公調委及び都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠です。

このため、公調委では、毎年度、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公調委の事件と併せて整理及び分析し、情報を提供しています。

さらに、地方公共団体の公害苦情処理担当職員が業務を行うに当たっては、苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用です。

このため、公調委では、毎年度、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、情報・資料を提供しています。

今回は、公調委HPの中から、地方公共団体の皆様の業務に役立つページを紹介いたします。

■ 地方公共団体の皆様への情報提供ページ

地方公共団体の皆様へ

このページでは、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。

目次

目次を非表示

1. 公害等調整委員会からのお知らせ
2. 機関誌「ちょうせい」
3. 裁定手続きについて
4. リーフレット
5. 係属事件一覧
6. 公害紛争処理関係法令一覧
7. よくある質問 (Q&A)

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供のページです。

「公害等調整委員会からのお知らせ」として、公害紛争処理連絡協議会の開催情報や公害紛争処理法等の改正情報、公害苦情相談アドバイザーの情報等を掲載しています。また、当誌の過去の記事から、騒音・低周波音の公害苦情相談に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説した、誌上セミナー「騒音・低周波音について」や、市区町村の公害苦情処理の担当者が知っておくべき基礎的な知識と公害苦情の解決に役立つ対応方法について解説した「公害苦情への対応シリーズ」（騒音、振動、悪臭、低周波音）を掲載しています。

誌上セミナー「騒音・低周波音について」

騒音・低周波音の公害苦情相談に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説します。

- ・【第1回】音に関する基礎知識 [1.6MB]
- ・【第2回】騒音に係る環境基準 [1.3MB]
- ・【第3回】騒音規制法の規制基準 [1.3MB]
- ・【第4回】低周波音苦情の対応のための参照値等 [1.2MB]

公害苦情への対応シリーズ

市区町村の公害苦情処理の担当者が知っておくべき基礎的な知識と公害苦情の解決に役立つ対応方法について解説した「公害苦情への対応シリーズ」

- ・「騒音に関わる苦情とその解決方法」 [4.04 MB]
- ・「振動に関わる苦情への対応」 [3.27 MB]
- ・「悪臭に関わる苦情への対応」 [2.89 MB]
- ・「低周波音に関わる苦情への対応」 [5.59 MB]

■公害苦情相談対応時に役立つ情報提供ページ

当誌の過去の記事から、公害苦情相談の対応時に役立つ情報を紹介します。(前項で紹介した情報を除く。〔 〕内は当誌の掲載号。)

(1) 騒音・低周波音関係

「騒音公害行政の対処方法－市区町村騒音担当職員へのメッセージ」〔平成 24 年 5 月・ 8 月〕
(前編) (後編)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8948087/www.soumu.go.jp/main_content/000159556.pdf



https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8948087/www.soumu.go.jp/main_content/000172253.pdf



第 36 回公害苦情相談研究会から「36 年の公害行政経験から、騒音苦情対応を考える」〔平成 21 年 2 月〕

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1170178/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/056/tokushu_56_2.pdf



(2) 振動関係

第 45 回公害紛争処理連絡協議会から「地方自治体－学協会－国(行政)との三位一体連携による環境振動問題の改善に向けて」〔平成 27 年 8 月〕

(本文)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000372453.pdf



(資料編)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000372455.pdf



(3) 悪臭関係

第 46 回公害紛争処理連絡協議会から「悪臭公害の特徴と問題点」〔平成 28 年 8 月〕

(本文)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000433159.pdf



(資料編)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000433160.pdf



■公害紛争処理制度に関する情報提供ページ



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/about_dispute.html



調停や裁定といった公害紛争処理制度の特長や流れについて、わかりやすく解説したページです。

<地方公共団体の皆様からの問い合わせ先>
公害等調整委員会事務局 総務課 指導連絡係
TEL : 03-3581-9956

海洋プラスチックごみに対する我が国の取組と 「プラスチック・スマート」

環境省水・大気環境局水環境課

海洋環境室／海洋プラスチック汚染対策室

1. 海洋プラスチックごみ問題の概要

海洋プラスチックごみ問題が国内外で大きな注目を集めている。

海洋に流出したプラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。2016年1月に世界経済フォーラム（ダボス会議）が発表した報告書によると、世界のプラスチック生産量は1964～2014年の50年間で20倍以上に増加し、毎年約800万トンのプラスチックが海洋に流出している。このまま対策が取られなければ、2050年までに海洋中のプラスチックごみが魚の重量を上回ってしまうという予想も示されている。



海岸に漂着したごみ（長崎県対馬市）

マイクロプラスチック（5 mm 以下の微細なプラスチック）については、海洋生物の誤食やマイクロプラスチックに吸着した化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる、生態系への影響が懸念されている。マイクロプラスチックは、生産段階から5 mm 未満の一次マイクロプラスチックと、環境中に放出されたプラスチック製品が紫外線や波の影響で5 mm 未満に破碎された二次マイクロプラスチックに大別される。一次マイクロプラスチックは初めから微細なため、自然環境中での回収は難しい。一方、二次マイクロプラスチックについては、廃棄物管理やリサイクルの促進はもちろんのこと、マイクロ化する前のプラスチックごみの回収も対策として効果的である。

海洋プラスチックごみ問題の解決には、とりわけ海洋への流出量が相対的に多いと推計されている中国や東南アジア諸国を含め世界全体で、製品のデザインや素材に関わる上流部から処分に関わる下流部までを含んだ、包括的なライフサイクルアプローチで対策に取り組む必要がある。また科学的知見の蓄積も急務である。例えば、現時点で国際的な合意を得た国別の海洋プラスチックごみ流出量の推計値は存在せず、マイクロプラスチックがヒトの健康や生態系に及ぼす影響についても、未だ十分に明らかにされていない。

2. 海洋プラスチックごみ対策の国際動向

海洋プラスチック汚染問題の解決に向けては、新興国・途上国を含むより多くの国が目標を共有し、実効的な対策を着実に実施することが重要である。

この考えの下、日本は各国とコミュニケーションをとり、対策の推進に取り組んできた。2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、G20の首脳間で「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」ことを掲げた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有を主導した。G20以外の国にもビジョンの共有を促し、2021年3月末現

在、世界の半数に迫る86の国と地域がビジョンを共有するに至っている。またビジョンの実現に向け、2019年6月に開催された「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」において、日本は「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の構築を主導した。実施枠組に基づき、各国は対策について定期的に情報共有し、相互学習を通じて効果的な対策を実施していくこととされ、2020年には、同年のG20議長国であるサウジアラビアのイニシアティブの下、日本国環境省が支援し、第2次海洋プラスチックごみ対策報告書が取りまとめられた。



3. 国内個別政策の紹介

3.1 プラスチック・スマート

海洋プラスチックごみ問題の解決には、国・地方公共団体・NGO・NPO・企業・研究機関・個人等の幅広い関係主体が連携協働して取組を進めていくことが必要である。プラスチック・スマートは、「プラスチックとの賢い付き合い方」をキーワードに、普及啓発、広報を通じて海洋プラ

スチック汚染の実態の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成し、海洋ごみの発生防止に向けた取組を進めることを目的としている。

「プラスチック・スマート」では、以下の4つの要素に対して対策を講じることが特に必要と考え、広く取組を募集している。2021年3月末時点で2,012件の取組が登録されており、プラスチック・スマート Web サイトや各種イベントを通じて広く国内外に発信している。

- ① 不必要な使用を減らす（例：軽量化や代替素材の開発、マイボトル・マイバッグの利用）
- ② 使用後は適正処理をする（例：分別を守った適切な廃棄、選別回収、再生プラの活用）
- ③ 処理から漏れたら回収する（例：街中、河川、海岸での清掃活動）
- ④ 分解されるものを使う（例：生分解性プラスチックやバイオプラスチックの開発・利用）

3. 2 海ごみゼロウィーク

環境省と日本財団の共同事業として2019年より、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）までの期間を「海ごみゼロウィーク」と定め、海洋ごみ削減を目的とした全国一斉清掃活動を実施している。海に流出するごみの約8割は陸（街）由来とされ、一度海に流出したごみを回収することは困難である。本取組は、海洋ごみ問題の周知啓発とともに、海洋ごみの流出を少しでも防ぐことを目的に実施するものである。2019年は全国約1,500カ所で約43万人が参加。コロナ禍となった2020年は、清掃活動時の感染予防対策をまとめたガイドラインを作成・公開し、本活動への参加を呼びかけた。2021年度については、5月30日から6月8日の期間に加え、9月18日（ワールドクリーンアップデー）から9月26日を「秋の海ごみゼロウィーク」と定め、取組の強化を図る。

3. 3 海ごみゼロアワード

「海ごみゼロアワード」は、同じく日本財団との共同事業として2019年より始めた、海洋ごみ対策に関して、全国から優れた取組を募集・選定し、優良事例の表彰を通じて深刻化する海洋ごみ問題の解決に向けた日本のモデルとなるような取組を世界に発信していく活動である。2021年

度については、3月22日から5月20日の期間において、海洋ごみの対策・削減につながる「アクション（活動）」「イノベーション（技術開発）」「プロダクト、製品」「政策」「調査、研究」「アイデア」など、幅広い取組を募集しており、受賞者の発表は9月を予定している。

3. 4 レジ袋の有料化

2020年7月には、レジ袋の有料化が制度化された。レジ袋は、消費者が1人1日1枚使っているとされるなど、国民生活において非常に身近な存在であり、今回のレジ袋有料化をきっかけに、プラスチックとの付き合い方を含む国民のライフスタイルを変革していきたいと考えている。また昨今の新型コロナウイルス感染症対策の影響で、家庭からの容器包装等のプラスチックごみが増加することが懸念される。プラスチックごみの発生を少しでも抑えるために、マイバッグ等を積極的に利用する、使用した容器等のプラスチックごみはリサイクルのために適正に分別排出するなど、資源循環型のライフスタイルを国民の皆様実践いただけるよう努めていきたい。

3. 5 海洋ごみの回収処分

日本の海岸に漂着する海洋ごみには他国や内陸から流れ着いたものも多く含まれることから、環境省では、沿岸自治体による海洋ごみの回収処理への補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を交付している。この補助金を活用し、全国の自治体・ボランティアの皆様にご協力をいただき、例年3～4万トンの海洋ごみを回収している。今回の新型コロナウイルス感染症対策の影響で、自主的な取組も含めて回収が滞る恐れがある。今後は、感染防止に注意しつつ、回収処理活動を推進していきたいと考えている。

海面に漂うごみや海底に沈んだごみは、通常、

海洋プラスチックごみに対する我が国の取組と「プラスチック・スマート」

回収することが難しい。環境省は2020年度から、漁業者等がボランティアで海ごみを回収する場合、自治体の処理費用を、都道府県あたり最大1千万円まで定額補助する制度を新設した。現時点で、23の道府県が利用予定である。さらに、全国7カ所の地域の漁業者や自治体の協力を得て、漁協と自治体の連携体制の構築や、ごみ減少の効果測定、発生源の特定等を行うマニュアルを策定したいと考えている。

3. 6 地域での海洋ごみ発生抑制モデル事業

マイクロプラスチックを含む海洋ごみのうち、国内に由来するものの多くは、内陸で発生したご

みが河川を経由して海域に流出したものである。環境省が把握する限りでも、すでに103の自治体が海洋プラスチックごみゼロ宣言を公表している。このため、環境省では、全国7地域で、河川・水路への網場の設置、ごみステーションの管理、漁業・農業等、関係団体との連携した取組を強化するなど内陸を含む複数の地方自治体に参画いただき、流域圏全体で海に流出するごみの実態把握や発生抑制対策等を行うモデル事業を2018年度から3か年実施した。これらにより得られた成果・知見等を海洋ごみ発生抑制対策等事例集にとりまとめ、全国への普及を図っていく。

プラスチックと賢く付き合う「プラスチックスマート」

不必要なワンウェイプラの抑制や代替品の開発利用などに自ら取り組み、SNSなどを通じて拡散。また、対話・交流を促進。消費者・自治体・NGO・企業の約2,000件の取組を登録。



2021年度の日本財団との共同事業

- **海ごみゼロウィーク**
 - ・全国一斉清掃アクション
 - 【春】5/30～6/8
 - 【秋】9/18～9/26
 - 
 - <https://uminohi.jp/umigomi/zeroweek/>
- **海ごみゼロアワード**
 - ・優れた海ごみ対策を募集
 - ・募集期間 3/22～5/20
 - http://uminohi.jp/umigomizero_award2021/

Plastics Smart
対話・交流を活性化



- **プラスマ特設サイト**
「#プラスチックスマート」で取組のアイデアをシェアして下さい! Check!

<http://plastics-smart.env.go.jp/>
- **SNS発信**
(#プラスチックスマート)

4. おわりに

未来の子どもたちに美しい海洋を残すために、私たちに残された時間は少ない。海洋プラスチックごみ対策に限らず、あらゆる側面において、私たちは経済社会をより持続可能で強靱なものへ再設計する必要がある。こうした危機意識の下、各国やステークホルダーと連携し、未来を見据えた政策に全力で取り組んでいきたい。

【参考】

プラスチック・スマートについては、以下の環境省のウェブサイトも御参照ください。

<http://plastics-smart.env.go.jp/>



平成17年4月に、「さんごの島」という意味の沖縄の言葉「うるま」から名付けられ誕生したうるま市(人口:約12万人/面積:約86km²)は、沖縄本島の中部東海岸に位置し、北部には標高204mの石川岳がそびえ、山麓は東側に緩やかに傾斜して台地、低地、^{きんわん}金武湾へ続く丘陵地から海までの多様な地形が域内に凝縮されており、豊かな風景と自然環境に恵まれたまちです。東南部に広がる^{かつれん}勝連半島の東方海上には、全長4.7kmの海中道路をはじめとして、有人、無人の8つの島々や海洋レジャーに適した海浜を有しており、沖縄本島東海岸特有の穏やかさを活かしたマリンスポーツが盛んに行われています。また、歴史・文化では、平成12年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に登録された世界遺産勝連城跡や、県内随一の闘牛や各地域で特色を持つエイサー、獅子舞、ハーリーなど固有の風土に育まれた貴重な歴史文化が、若い世代の間にもしっかりと受け継がれています。



伝統エイサー (勝連平敷屋)

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で、行事・イベントのほとんどが中止となったところではありますが、状況が落ち着き、皆さまが来

沖される際には、ぜひうるま市の方にも足を運んでいただければ幸いに存じます。

さて、公害苦情処理を所管する市民部環境課環境保全係は、係長1名・係員3名・会計年度任用職員1名の計5名で組織され、掌握する事業は、公害対策関連事業、野犬・ハブ等対策事業、狂犬病予防関連事業、動物愛護関連事業、墓地等経営許可関連事業、空地適正管理関連事業、自然再生関連事業、簡易水道関連事業等々、多岐に渡っており、うち公害対策関連事業につきましては、係員1名がその業務を担当しています。平成31年度に受け付けた公害苦情件数は101件を数え、その主な内訳は、「悪臭:41件」、「騒音:18件」、「大気汚染:13件(うち野焼き:8件)」となっています。

例年、大きな割合を占めている畜舎(豚舎)を発生源とする悪臭苦情対応につきましては、これまで、現場に赴いての指導をはじめ、定期的な臭気測定及び施設状況調査等により、環境基準を満たしていない事業者を把握し、改善に向けた指導等を実施してまいりました。しかしながら、令和2年1月に発生した豚熱(CSF)の影響により、令和元年度~2年度にかけては、感染拡大・再発防止の観点から、施設に立ち入っての調査・指導等の実施が困難な状況となっています。現在、豚熱発生により操業の停止を余儀なくされてきた事業者が、徐々にその活動を再開しつつあります。本県の食文化の一翼を担う養豚業の復興は、大変喜ばしいところではありますが、同時に、畜舎由来の悪臭発生に伴う苦情の増加が懸念されることから、今後とも、畜産関係部署等との連携をさらに密にし、地域

の生活環境と調和した畜産環境の構築に向け、取り組んでいく必要があると考えております。

昨年度において解決に至った公害苦情のうち、私の中で特に印象深かった事例は、精肉工場からの汚水流出に関する苦情であり、具体的内容といたしましては、「降雨時に、精肉工場からの汚水が苦情者管理の畑に流れ込み、悪臭が発生している。」というものでした。私と担当係員で現場調査を行ったところ、精肉工場から排出される汚水は、一旦、工場敷地内の自家製グリストラップ（コンクリートブロック造り（屋根なし）、EM（有用微生物）による有機物の発酵分解）により処理され、隣接する苦情者管理の畑内をとる排水パイプから、公共水域（河川）へと排出されていました。しかしながら、グリストラップが適正に管理されておらず、蓄積した^{ざんさ}残渣（汚泥）の一部が、排水水とともに流出している状況が確認されたことから、雨天時にオーバーフローした汚水が、隣地に流出したものと推察し、「排水水の水質については、保健所からお墨付きをもらっている。」と主張する事業主に対し、適正なグリストラップの管理について指導を行いました。

約1か月後、苦情者から再度同様の相談が寄せられたため、保健所職員同行のもと、現場調査を実施いたしました。その結果、工場敷地境界線付近において、排水パイプの一部を切断し、切断面下買い物カゴを設置することで汚水に混入した残渣を回収し、カゴの下に設置したパイプに残渣回収後の汚水を排出するという仕組みがとられており、適正に排出できなかった汚水の一部が、隣地に流出していることを確認いたしました。カゴは草木で目隠しされ、前回調査において見落とししたところとなっていました。

事業主はその事情について聴取したところ、「残渣等によるパイプの詰まりを防止するための措置である。」という訴えではありましたが、

残渣の流出防止はあくまでグリストラップ内で完結することが望ましく、早急なパイプ接続等の対応を保健所職員とともに強く求めました。その後、苦情者から「畑への汚水流入が無くなった。」との感謝の言葉を頂戴し、本件は解決に至りました。

紹介させていただいた事例は、関係機関である保健所との連携を図ることにより、比較的早期の解決となったケースとなりますが、公害苦情は、長期的な取り組みを要する場合も多々あり、苦情者の訴えや原因者の主張も多種多様であります。住民の皆さまに最も近い市町村の窓口では、苦情者・原因者それぞれの訴えを傾聴したうえで対応していくことはもちろんのこと、ケースバイケースに応じた他機関との連携や、問題の解決に向けた具体的な手法の検討・提案も必要と考えます。私自身、まだまだ勉強中の身ではありますが、今後とも市民の皆さまに寄り添った苦情対応を心がけ、実践してまいります。

現在、私どもは、業務改善の新しい試みとして、これまでエクセル一覧表にて管理していた公害苦情履歴データの、エクセルVBAを活用したデータベース化及びシステム化に取り組んでいます。本システムにおいては撮影した写真データの苦情対応メモへの紐づけや、毎年実施されている公害苦情調査に対する基礎データの出力等、データの適正管理や有効活用を図ることが可能となっています。令和3年度におきましても、本システムの更なるブラッシュアップや、業務フローの見直し等を行い、よりレベルの高い業務遂行体制の構築を推進していきたいと考えています。

環境保全業務を担当する係長として、係員の皆さんとともに、日々の研鑽を怠ることなく、明るく元気に業務に取り組んでまいります。

（執筆：環境保全係副主幹兼係長 目取真康裕^{めどるまやすひろ}）

がんばってまーす

苦情処理を通して思うこと



長野県上田市生活環境部生活環境課主事

みやした こうへい
宮下 皓平

日本のほぼ中央に位置している上田市は、長野県の東部に位置し、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳 中信高原 国定公園に指定されている美ヶ原高原などの標高2,000m級の山々に囲まれています。北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しており、佐久盆地から流れ込む千曲川（新潟県からは「信濃川」）が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、標高400mから800mの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成され、緑溢れる森林・里山と清らかな水の流れる川に育まれた自然豊かな地域です。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄え、交通の要衝でしたが、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有しています。

盆地部分の年平均気温は11.8℃で、年間の最高気温は35℃前後、最低気温は-10℃前後で、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候です。晴天率が高く、年間の平均降水量が約900mmと全国でも有数の少雨乾燥地帯で、積雪についても、山間地以外の地域では10cmを超えることは稀です。一方、菅平高原は、夏の平均気温が19.6℃と東京の5月並みの気温であり、スイスを思わせる風景と相まって「日本のダボス」

とも呼ばれる大変さわやかな別天地となっており、最近ではラグビーワールドカップでイタリア代表の合宿地としても利用されるなど、ラグビーの聖地としても知られています。

近年では、大河ドラマ「真田丸」の舞台にもなり、上田城や真田氏をはじめとした数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等々、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しています。



真田幸村像

私が所属する生活環境課では、環境保全担当4名で公害対策事務を分掌しており、公害苦情対策については典型7公害だけでなく、空き地や空き家の管理に対する苦情や不法投棄に関する苦情についても対応しています。苦情の件数としては毎年約400件の相談があり、それぞれを4人で分担しながら、住民サービス向上のために日々励んでいます。

内容としては、工場等からの騒音や振動に関する苦情や、ホームタンクからの漏油で灯油が河川に流出してしまった事故の連絡、養豚場の臭いが気になる、工場からの排気の臭いが気になるといった典型7公害に関する苦情ももちろんありますが、特に多く寄せられるのが、御近所トラブルに関する苦情です。例えば、隣の家から草木が伸びてきており困っている、隣の家の方風鈴の音がうるさい、近隣で野焼きをされており困っている、隣の家の方浄化槽から出る排水の臭いが気になる、隣の家の方車のアイドリング音がうるさい等々。所有者が分からず市を頼ってくる場合もありますが、「近所で言いにくいので市で注意してほしい」、「トラブルになりたくないので市から話してほしい」といった事情で市に相談する方が多くなっています。こういった相談や苦情を受ける中で、市の職員として相談者の力になりたいと思う反面、原因者に対しても中立の立場で接しなければならなかったり、法令等で規制されていない案件については、原因者に対してお願い程度しかできず、なかなか直接的な解決に結びつかなかったりと、市としてできることの限界を感じています。

そのような苦情の対応をしていく中で私が強く感じたのは、「日頃からの御近所でのコミュニケーションが大切」ということです。当事者同士の話し合いで解決できるような内容の苦情であっても、市役所という第三者が間に入って苦情内容を伝えることで、原因者は「直接言ってくれればいいのに、わざわざ市に言いつけられた」といった気持ちになり、申立人に対し不信感を抱ききっかけになります。その結果、話が更にこじれたり、逆に申立人に対する不満や苦情を言われる場合が多くあるからです。お互いが日頃から顔を合わせて挨拶をする等しっかりとコミュニケーションが取れていれば、何かあった場合でもお互いに改善に向けて建設的な話ができますし、逆にコミュニケーションが取れていないと、よく知らない相手に対し感情的になりがちで、些細なことでもお互

いに市を通して苦情を言い合うといった悪循環に陥るケースもあります。

近年では、核家族世帯や共働き世帯の増加、移住者の増加等の要因で、御近所と顔を合わせる機会やコミュニケーションが減少しており、今後もこのような内容の苦情が増えていくと思われます。職員数が少なくなる中で、住民サービスの質を維持しながらどこまで市役所に対応するのか、または市で対応できない場合についてはしっかりと説明や代替案を示し、いかに申立人に納得してもらうのが重要になってくると思います。

判断が難しい事案もありますが、苦情が寄せられた場合は、まずは詳しい話を聞きながら、市役所に対応できること、できないことを整理し、苦情の長期化を防ぐとともに、御近所トラブルについては御近所同士で解決できるよう案内しながら、コミュニケーションの大切さを広めていけたらと思います。



上田城

がんばってまーす

感覚公害対応はコミュニケーションから



滋賀県甲賀市市民環境部生活環境課主事

きたむら けんた
北村 健太

「^{こうかりゆう}甲賀流 忍者」や「^{しがらきやき}信楽焼」、「東海道五十三次の宿場」などで知られる甲賀市は、令和3年3月末現在において、人口89,901人で世帯数は36,571世帯となっております。

本市は、滋賀県の東南部に位置し、東部に連なる^{すずか}鈴鹿山脈を背景に、^{やすがわ}野洲川、^{そまがわ}杣川、^{だいがわ}大戸川沿いに平地が広がり、市域の約7割を占める森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たしています。市内には水の張られた水田、除草されたあぜ、間伐された里山など、人々の暮らしと自然が調和した昔からの環境が残り、地域の自然環境を特徴づける希少な動植物が生息・生育しており、ノアザミ、ノウサギ、フクロウ、カワセミ、チュウサギ、メダカなどは市内一円で比較的好く見られ、豊かな自然資源と自然環境に恵まれたまちです。

一方で、古くから街道が通る近畿圏と中部圏を結ぶ交通の要衝でもあり、現在は新名神高速道路や国道1号線を中心に、人や物の広域交流拠点となっております。

市内の産業においては、市域の大部分を占める豊かな農地と森林のもと、稲作や茶を中心とした農業やヒノキなどの林業が発展してきました。

また、交通アクセスの良さを活かし、市内にはものづくり企業をはじめ多くの企業が集積しており、甲賀市の製造品出荷額等は13年連続で滋賀県内1位となるなど、活発な生産活動が行われています。

さて、本市の公害苦情対応は、生活環境課環境政策係が対応窓口となっており、公害苦情以外にも自然環境保全、犬・猫、墓地、地球温暖化対策やエネルギー政策など、幅広い業務を行っています。生活環境課に寄せられる苦情は年間約300件程度あり、苦情の中で最も多いものは空き地の草刈り苦情で、年間約200件のお問い合わせをいただいております。土地所有者に適正管理を文書で依頼しているところです。

公害苦情は年間100件程度ですが、公害苦情の中で特に多いものは「騒音」や「振動」、「悪臭」などの感覚公害に類する苦情です。これらは、各個人の生活に密着した苦情として寄せられることが多く、発生原因が不明確であったり、数値のみをもって判断できないもの、苦情主にしき認知できないものなど、その対応が長期化するケースが多く見受けられます。このことから、特に感覚公害に対しては、各個人の心情に寄り添い、何に対してどのように感じ、何を求めておられるのかを十分に把握し、関係性を構築しながら苦情の解消にあたる必要があると考えています。

今回事例として紹介する案件は、食品加工業からの「悪臭」に対する苦情についてです。この案件は約10年前から長期にわたり続いている案件で、工場周辺の地元住民が工場に対し悪臭の改善を申し入れされ、食品加工業者としても経費や時間をかけ対策を講じていたのですが、抜本的に改善されず悪臭苦情が継続していたものです。

食品加工業者は、毎年地元説明会を開催されているものの、地元住民（地域）との感覚に温度差があったことから、話し合いを重ねても信頼関係が十分に構築されているとは言えない状況にありました。

このような状況を改善するため、まず食品加工業者に自社からの悪臭の発生状況、地域との感覚の差を認識いただくことが必要と考え、生活環境課の職員が現場付近に赴く際は対象工場周辺の臭気レベルのチェックを行い、その結果を食品加工業者に伝え、食品加工業者が把握している臭気レベルと突合をしたところ、感知している臭気レベルに大きな隔たりがあることがわかりました。このことを境に食品加工業者の対応に徐々に変化が出てきました。これまで地域との対話は年に1回の説明会でありましたが、コロナ禍の状況にありながらも複数回にわたり地域役員の方と連絡を取りコミュニケーションを図りながらの現地説明等が実施されるようになったことをはじめとして、特定悪臭物質の測定や污水处理施設の管理方法の見直し、新たな脱臭設備の導入など解決に向けての取り組みが積極的に進められ、悪臭の発生状況はおおむね改善されています。

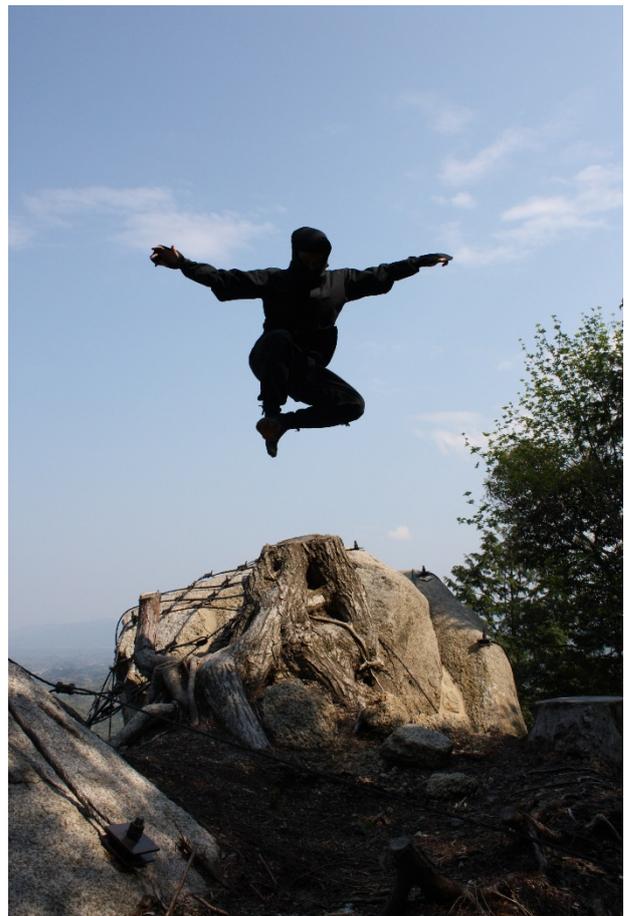
地域にとっては長年悩まされてきた問題であり、当初の協議では不信感を持ちながらの対応でしたが、協議を重ねるにつれてお互いの立場を尊重しあいながら、お互いがプラスとなる情報提供や相談・協議ができる関係性に徐々に変化してきています。これまで食品加工業者と地域とのやり取りの多くは「事業者→市→地域」または「地域→市→事業者」となっていたのですが、市は食品加工会社に対し地元地域とのコミュニケーションを徹底することをお願いしており、「事業者→地域」や「地域→事業者」の直接のやり取りも多くなってきました。

食品加工業者からの悪臭はこれからの温度や湿度が上がる季節に強くなることが予想されており、これからの状況に注視しながら、事業者

と地元地域、市の三者でコミュニケーションを図りながら引き続き対策に努めていきたいと思っています。

最後になりますが、感覚公害と呼ばれる公害苦情の多い窓口では、その案件に応じて苦情主や関係者とコミュニケーションを図りながら、苦情主の心情に寄り添った対応が必要不可欠となるのは先に述べたとおりですが、残念ながらすべての案件が必ず解決に至るというものではありません。

それぞれの案件に応じて適切に判断しながら苦情主や関係者との信頼関係を築き、お互いを尊重した対応を行うとともに、より多くの知識と経験を得て、市民の生活環境の向上に努め、より良いまちづくりを目指しがんばってまいります。



甲賀流忍者イメージ

押印の見直しに係る公害等調整委員会 所管法令の改正について

公害等調整委員会事務局

1 改正の経緯

「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、原則として全ての見直し対象手続(所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。)について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされています。

これを踏まえ、公害等調整委員会において検討を行い、都道府県公害審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号)の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」(令和3年政令第29号)が令和3年2月15日に公布され、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行されました。

また、公害等調整委員会に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書等への押印を不要とするなど、所要の改正のため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」(令和3年公害等調整委員会規則第2号)が令和3年1月14日に公布、施行されました。

なお、土地利用の調整に関しても検討を行い、宣誓書への押印を不要とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」(令和3年公害等調整委員会規則第1号)が令和3年1月14日に公布、施行されるとともに、鉱

業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和3年2月に第204回国会に提出されました。

2 改正の内容

今般の法令改正により、公害紛争処理手続において、以下の書面について、申請人等の押印を不要とすることといたしました。

- (1) 都道府県公害審査会等に提出する書面
 - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
 - ・調停に係る参加申立書
- (2) 公害等調整委員会に提出する書面
 - ・あっせん、調停又は仲裁に係る申請書
 - ・調停に係る参加申立書
 - ・責任裁定又は原因裁定に係る申請書
 - ・責任裁定又は原因裁定に係る参加申立書
 - ・責任裁定又は原因裁定における宣誓書
 - ・責任裁定又は原因裁定における証拠保全の申立書
 - ・原因裁定における利害関係者の参加申立書

3 その他

都道府県公害審査会等に関連する法令改正については、公害等調整委員会ホームページ中の以下URLの「公害紛争処理法等の改正」に掲載しておりますので、御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



公害等調整委員会の動き

(令和3年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第1号事件)

令和3年1月6日受付

本件は、申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第1号事件)

令和3年1月19日受付

本件は、申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金3808万円の支払を求めるものです。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第2号事件)

令和3年2月22日

本件は、申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社(被申請人)の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2515万8922円の支払を求めるものです。

○ 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(令和3年(セ)第3号事件・令和3年(ゲ)第2号事件)

令和3年3月17日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1373万2915円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 横浜市における解体工事に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第3号事件)

令和3年3月29日受付

本件は、申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第1号事件)

① 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発生する騒音・振動と申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員によ

る現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和3年2月15日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

○ 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第6号事件・令和3年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、製氷工場から発生する騒音・低周波音・振動と申請人に生じた不眠及びそれに伴う疲労感等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年1月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和3年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。2月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から提

示した調停案を当事者双方が受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ **瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件**

(平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

① **事件の概要**

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と事業を営む法人から、衛生組合（関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが事業を営む土地(以下「本件土地」という。)に、衛生組合（被申請人）によって、焼却残さ及び不燃性破碎残さ（以下「本件廃棄物」という。）が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、申請人らが被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求めたものです。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり（公調委平成30年(ゲ)第7号事件）、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、本件廃棄物と本件廃棄物から検出されたダイオキシン類による土壌汚

染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月15日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ **伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件**

(平成30年(ゲ)第5号事件)

① **事件の概要**

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合（被申請人）が操業する堆肥製造施設において、牛ふん・鶏ふんに堆肥促進剤を噴霧し、それを申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人による堆肥促進剤の噴霧等と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

2 土地利用調整に関する終結事件 の概要

- 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件
(平成 28 年(フ)第 4 号事件・平成 29 年(フ)第 2 号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から三重県尾鷲建設事務所長（以下「処分庁」という。）が行った三重県尾鷲市大字南浦地内における岩石採取計画認可申請の不認可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を平成 28 年 10 月 27 日に受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

申請人は、本件処分につき、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った本件処分は理由のない違法なものであるとして、平成 28 年 10 月 27 日付けで本件処分の取消しを求めて本件裁定申請をしました。

その後、平成 29 年 3 月 30 日、三重県内の漁業組合連合会ほか 3 組合（令和元年 5 月 28 日、合併により 2 組合消滅）から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5 回の審理期日を

開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めましたが、令和 3 年 1 月 18 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件裁定申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和3年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 令和3年(調)第1号事件	診療所からの騒音被害防止請求事件	R3.2.17
宮城県 令和3年(調)第1号事件	倉庫からの騒音被害防止等請求事件	R3.2.19
茨城県 令和3年(調)第1号事件	物流倉庫からの振動防止等請求事件	R3.2.12
埼玉県 令和3年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う騒音等損害賠償請求事件	R3.3.11
埼玉県 令和3年(調)第2号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	R3.3.30
千葉県 令和3年(調)第1号事件	ボイラーからの悪臭被害防止請求事件	R3.1.18
東京都 令和3年(調)第1号事件	公園からの騒音防止請求事件	R3.2.25
東京都 令和3年(調)第2号事件	公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件	R3.3.1
東京都 令和3年(調)第3号事件	住居設備等からの低周波騒音低減請求事件	R3.3.12
神奈川県 令和3年(調)第1号事件	近隣事業所からの騒音防止等請求事件	R3.1.26
神奈川県 令和3年(調)第2号事件	隣家からの低周波音防止請求事件	R3.3.15
大阪府 令和3年(調)第1号事件	粉じん被害防止請求事件	R3.1.4
大阪府 令和3年(調)第2号事件	小売店舗騒音振動被害	R3.3.9
福岡県 令和3年(調)第1号事件	ガス衣類乾燥機からの騒音等被害防止請求事件	R3.2.24

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 平成30年(調) 第2号事件 [自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	宮城県 住民4人	自動車整備会社	平成30年4月23日受付 被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人は、被申請人工場施設の操業時の騒音に関し、宮城県公害防止条例に基づき、上記操業時に55dB以下とするための対策を、臭気に関し宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づき、敷地境界において臭気強度1.8以下とするための対策を講じること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。	令和3年1月7日 調停成立 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
千葉県 令和2年(調) 第1号事件 [一般廃棄物中間処理場からの騒音被害防止請求事件]	千葉県 住民2人	一般廃棄物中間処理業者	令和2年6月22日受付 (1)被申請人は、圧縮梱包機の稼働音、重機・大型トラック・トラック・ごみ収集車等・出入りする他社トラックの車両音等、従業員の声、ベルの音を、環境基準値以下の数値まで下げる対策をすること。(2)(1)の対策ができない場合は、移転若しくは操業を停止すること。(3)(1)又は(2)の対策ができない場合は、申請人住所の土地建物を、不動産評価額に諸経費を追加した5,000万円で購入すること。(4)被申請人は、申請人が受けている精神的苦痛に対する慰謝料として、申請人住所に入居した日より、(1)(2)(3)の対策が完了するまで、1人に対し1日1万円を支払うこと。	令和3年3月16日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和2年(調) 第1号事件 [低周波騒音被害防止請求事件]	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民1人	令和2年5月1日受付 被申請人は、(1)家庭用省エネ給湯器ユニット大小2台による低周波騒音を無くすこと、(2)家庭用省エネ給湯器ユニット大小2台を撤去すること(撤去する費用と代替給湯器	令和3年1月26日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			の設置及び購入代金の一部負担を検討する)。	
神奈川県 令和2年(調) 第2号事件 [コンビニエンスストア駐車場におけるアイドリングストップの条例義務履行等請求事件]	神奈川県 住民1人	小売業会社	令和2年10月6日受付 被申請人は、(1)A市生活環境の保全等に関する条例のアイドリングストップの義務を守ること、(2)望まない受動喫煙の防止をすること。	令和3年2月9日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
静岡県 平成31年(調) 第1号事件 [自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	静岡県 住民1人	自動車製造販売会社	平成31年1月30日受付 (1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと、(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居宅と同程度の住宅へ転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。	令和3年2月12日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 平成31年(調) 第1号事件 [食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	愛知県 住民1人	食肉加工組合	平成31年3月8日受付 被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じること。	令和3年1月18日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 令和2年(調) 第1号事件 [太陽光発電施設からの水質汚濁等のおそれ公害防止請求事件]	漁業生産組合	合同会社	令和2年9月14日受付 被申請人は、申請人の経営する養魚場の取水口の位置を、調整池の排水場所より上流部に被申請人の費用にて移動させること。	令和3年3月25日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				方が受諾し、本件は終結した。
京都府 令和元年(調) 第4号事件 [学校法人からの悪臭被害防止請求事件]	京都府 住民1人	学校法人 (大学)	令和元年12月27日受付 被申請人は、本件施設内において、有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭が発生する薬剤等の使用に際し、その刺激臭・悪臭が周囲に漏れないようにすること。	令和3年1月15日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
広島県 平成30年(調) 第1号事件 [自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	広島県 住民4人	自動車解体会社	平成30年4月13日受付 被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。	令和3年2月8日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
熊本県 令和2年(調) 第1号事件 [駐車場からの騒音等被害防止請求事件]	熊本県 住民1人	マンション管理組合	令和2年4月20日受付 (1)被申請人はマンション1階駐車場の車の配置を変えること、(2)被申請人はマンション1階駐車場の防音対策を講じること。	令和3年3月12日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和3年1月1日から令和3年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第105号 令和3年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

